

太田市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月16日

太田市長 清水 聖 義

1 指定納付受託者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社さとふる

(2) 住所

東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

がんばれ太田、ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者に指定をした日

令和7年4月1日